

地球温暖化対策実行計画(区域施策編編)策定の背景と趣旨、今年度の内容等について

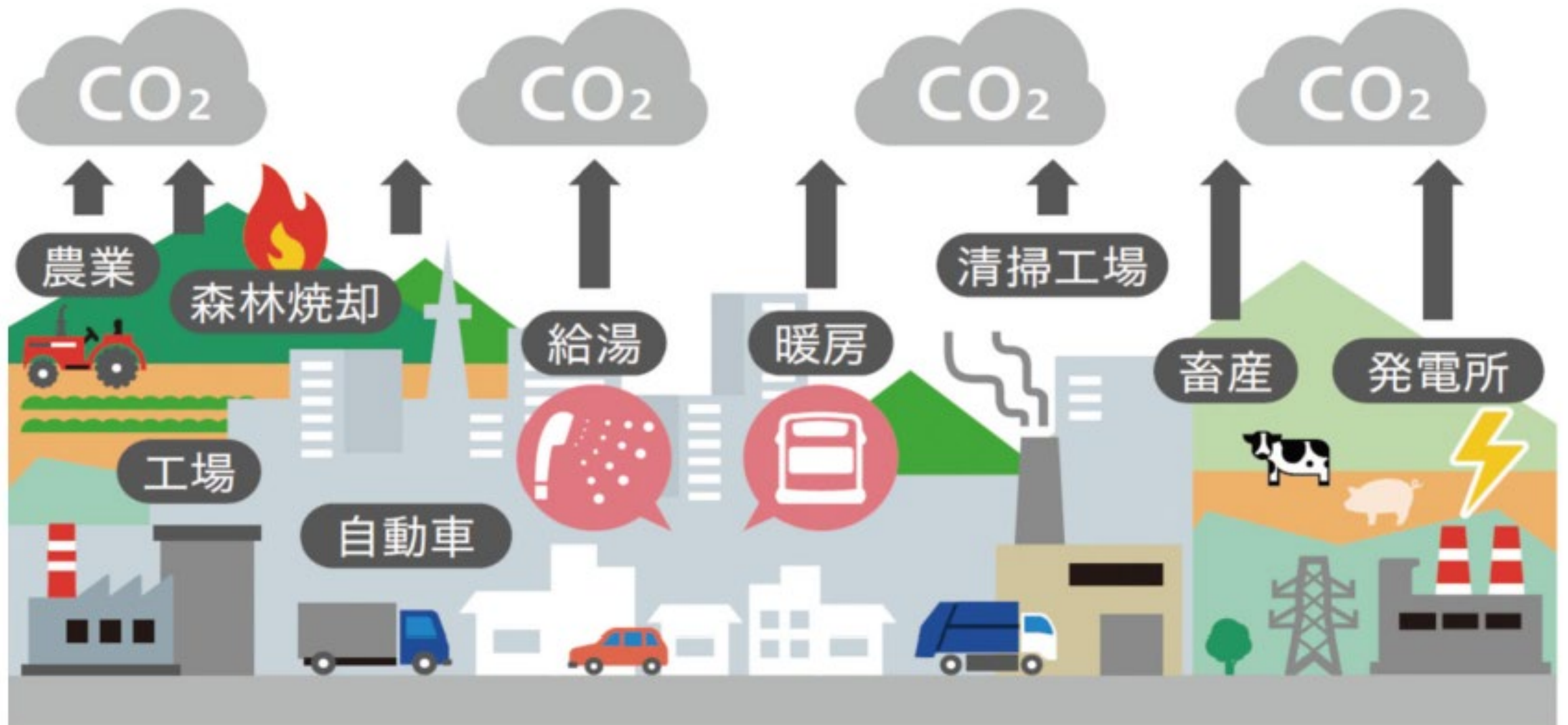
【目次】

1. 地球温暖化の主な原因
2. 地球温暖化の世界的状況
3. 「カーボンニュートラル」とは
4. 地球温暖化対策の世界的枠組みと日本
5. SDGsとも関連する地球温暖化対策
6. 2030年に向けた具体的な数値目標
7. 数値目標の達成に向けた対策
8. 地球温暖化対策実行計画とは
9. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定経緯
10. 計画策定の趣旨

11. スケジュール
12. 気候の変化
13. 気温および猛暑日の推移
14. 現状のまま推移した場合(BAUシナリオ)の将来推計
15. 気温の将来予測
16. 農業、森林・林業、水産業への影響
17. 自然生態系への影響
18. 自然災害への影響
19. 産業活動への影響
20. これから進むべき方向性
21. 意見交換の議題

1. 地球温暖化の主な原因

- ・地球温暖化の主な原因は、温室効果ガスです。
- ・温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、主に化石燃料(石炭、石油、天然ガスなど)を燃焼させると発生します。
- ・火力発電等にも化石燃料が主に使用され、経済活動、生活のあらゆる場面で直接・間接的にCO₂を排出します。



2. 地球温暖化の世界的状況

- ・世界の平均気温は1891年から2020年の間で約1℃上昇。特に、1990年代半ば以降、高温となる年が多いです。
- ・温暖化の主な原因とされるCO₂の排出削減対策は、世界的な急務です。

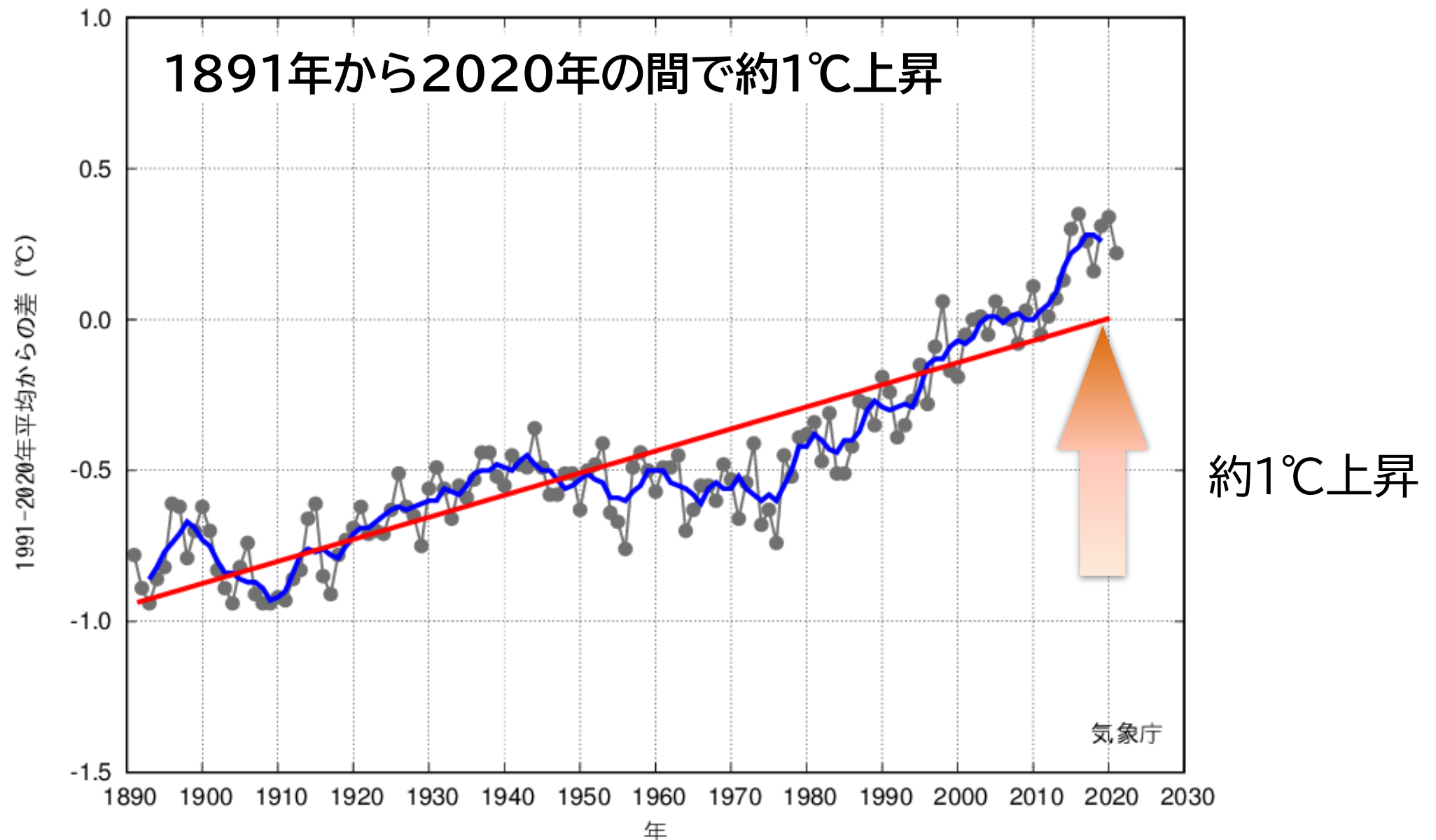


図. 世界の年平均気温偏差の経年変化(1891～2021年)

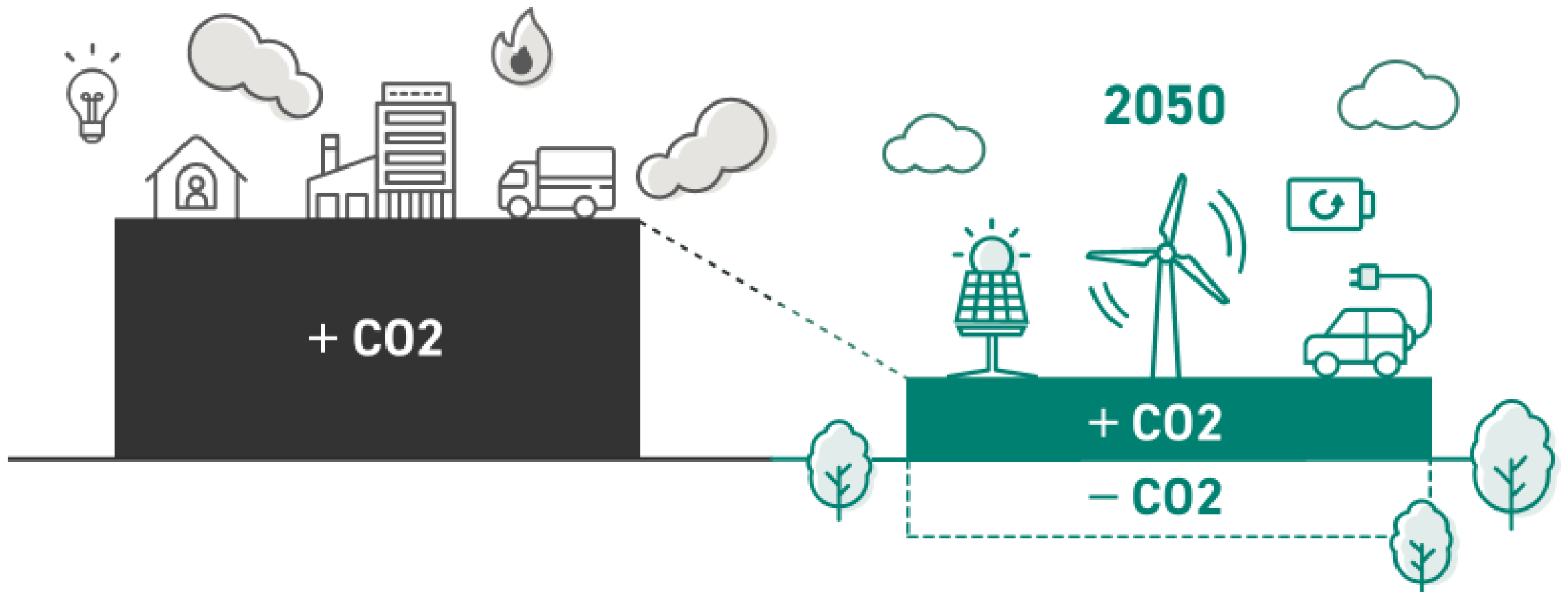
細線(黒):各年の平均気温の基準値からの偏差 太線(青):偏差の5年移動平均値 直線(赤):長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典:気象庁HP

3.「カーボンニュートラル」とは

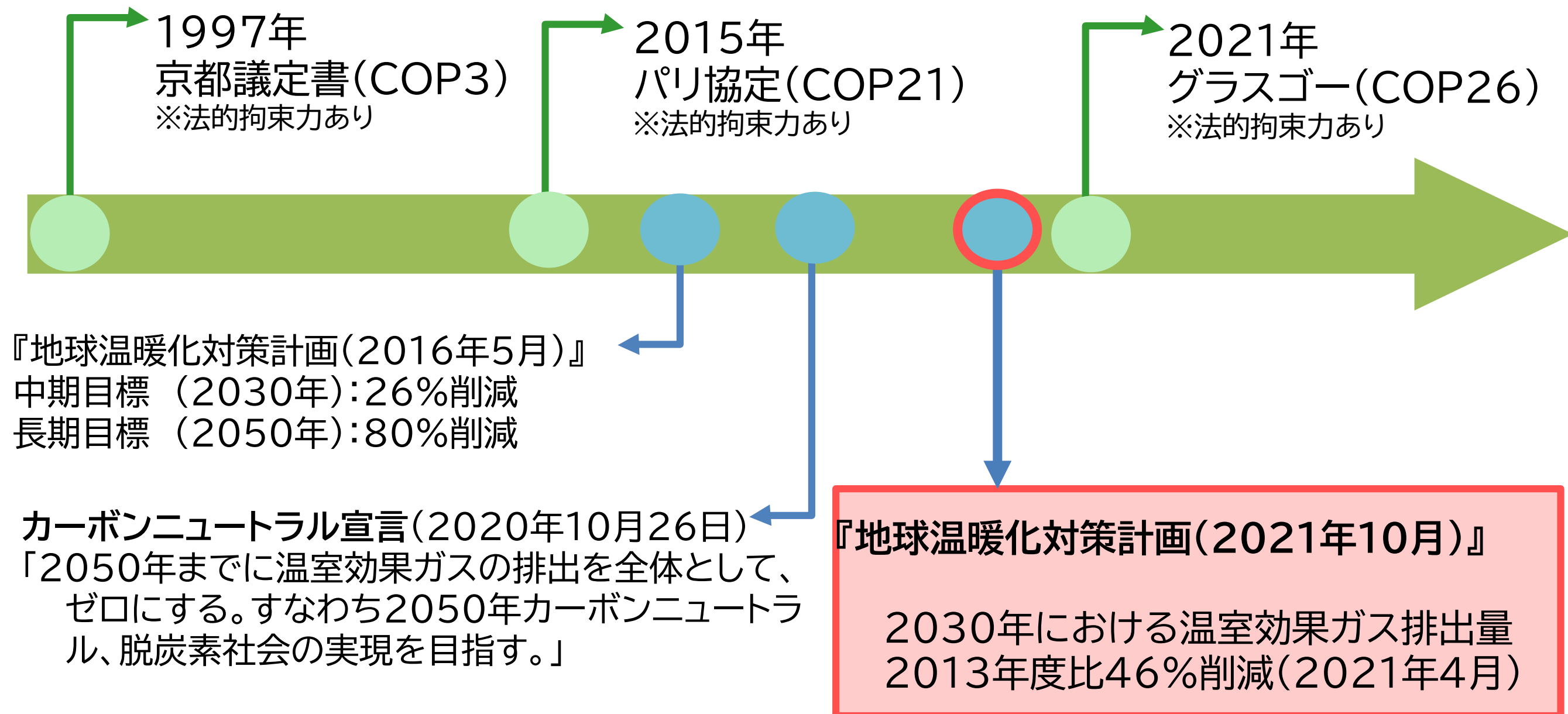
- ・ 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。
- ・ 「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、**合計を実質的にゼロ**にすることです。
- ・ カーボンニュートラルの達成のためには、**温室効果ガスの排出量の削減**並びに**吸収作用の保全及び強化**をする必要があります。

※人為的なもの



4. 地球温暖化対策の世界的枠組みと日本

- ・COPなどの国際的な枠組みの中で、日本も地球温暖化対策を推進
COP………Conference of the Parties(国連気候変動枠組条約締約国会議)
- ・COP26に向けて、国は『地球温暖化対策計画』を2021年10月に改正し、
2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標とした



5. SDGsとも関連する地球温暖化対策

- SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された“誰一人取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、17の国際目標のことで、2030年を目標年としています。
- 地球温暖化対策に関する内容としては、⑦エネルギーをみんなに。そしてクリーンに ⑬気候変動に具体的な対策を の2つです

地球温暖化対策に関する内容



6. 2030年に向けた具体的な数値目標

・全体の目標は、温室効果ガス排出量を2030年時点で2013年度比の46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO2)		2013 排出実績	2030 排出量	削減率	従来目標 (参考)
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他 (地方公共団体の排出が含まれる)	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO2、メタン、N2O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO2)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC（国が決定する貢献）達成のために適切にカウントする。			-

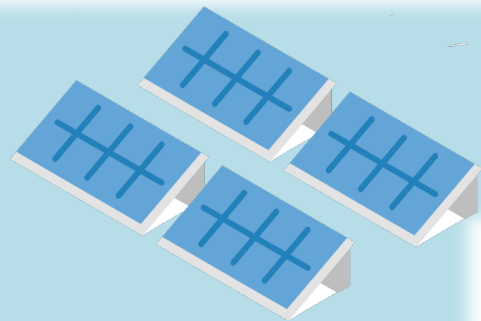
7. 数値目標の達成に向けた対策

【公共施設のハード対策】

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物

(敷地含む) の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



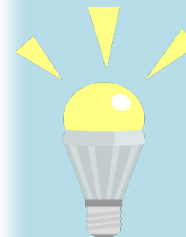
新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。



相互に関連し、対策を講じていく必要あり。

公用車

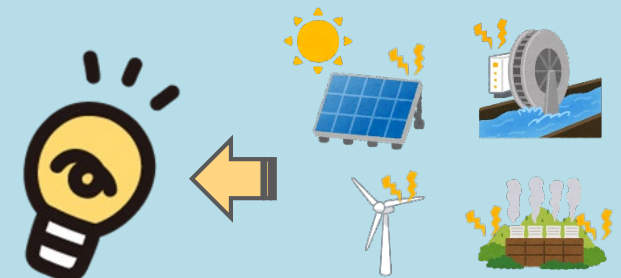
代替可能な電動車がな場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。

※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。



廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。

8. 地球温暖化対策実行計画とは

- 地球温暖化対策実行計画とは、地方公共団体が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する計画のことです。地球温暖化対策実行計画は、2種類あります。今回改定するのは、区域施策編です。

地球温暖化対策実行計画

事務事業編（温対法第21条第1項）

全地方公共団体に策定義務付け

地方公共団体自らの事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置
実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 計画期間
- 地方公共団体実行計画の目標を実施しようとする措置の内容
- その他、地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

区域施策編（温対法第21条第3項、第4項、第5項）

府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定義務付け

区域の自然的社会的条件に応じ 温室効果ガスの排出抑制等を行うため の施策に関する事項(以下の4項目)

- 再生可能エネルギー導入の促進
- 地域の事業者、住民による省エネ その他の排出抑制の推進
- 公共交通機関、緑地その他の地域 環境の整備・改善
- 循環型社会の形成

【策定主体の配意事項】都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携

9. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定経緯

時期	経緯(直近年の動向)
令和3年2月	県及び県下自治体などと共に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し取り組む
令和5年3月	『第3期富士川町役場環境保全率先行動計画』の策定
令和7年3月 (予定)	『(仮称)第2期富士川町地球温暖化対策実行計画』を策定し、2050 年ゼロカーボンカーボンニュートラルに向けた施策を位置付ける。

10. 計画策定の趣旨

① 地球温暖化対策推進法の策定義務への対応

世界的に進む地球温暖化対策を区域内で推進するため、本計画を策定します。
なお、今回策定する地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、国の方針等も示されたことから時代の潮流を反映した、計画の策定が必要です。

② 光熱・燃料費の削減、防災力・レジリエンスの向上効果を有する計画策定

今回の計画策定の目的は地球温暖化対策ですが、その目的以外の光熱・燃料費の削減、防災力・レジリエンスの向上などの効果が期待できます。

③ 交付金活用要件への対応

地球温暖化対策事業を実施する上で、計画策定が交付金の要件となっている補助金があります。そのため、交付金を使った事業実施のために本計画の策定が必要です。

11. スケジュール

第1回審議会（今回）

【内容】

- ①委員の委嘱状の交付
- ②計画策定に係る前提知識の共有
- ③自分たちでできる取組に関する意見交換

到達点

- ①委嘱状の交付
- ②計画策定に向けた知識および理解の深化
- ③自分たちでできる取組に関する意見の聴取

第2回審議会（11月下旬予定）

【内容】

- ①第1回意見への反映状況の報告
- ②計画全体に対する質問・確認・意見交換
- ③個別の施策内容に関する意見交換・提案

到達点

- ①計画に対する委員からの合意

パブリックコメント

2025年3月 富士川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定

12. 気候の変化

- ・日本の年平均気温は、1898～2020年にかけて100年あたり1.26℃の割合で上昇しました。
- ・県内の年平均気温（甲府）は、100年あたり 約2℃上昇しました。

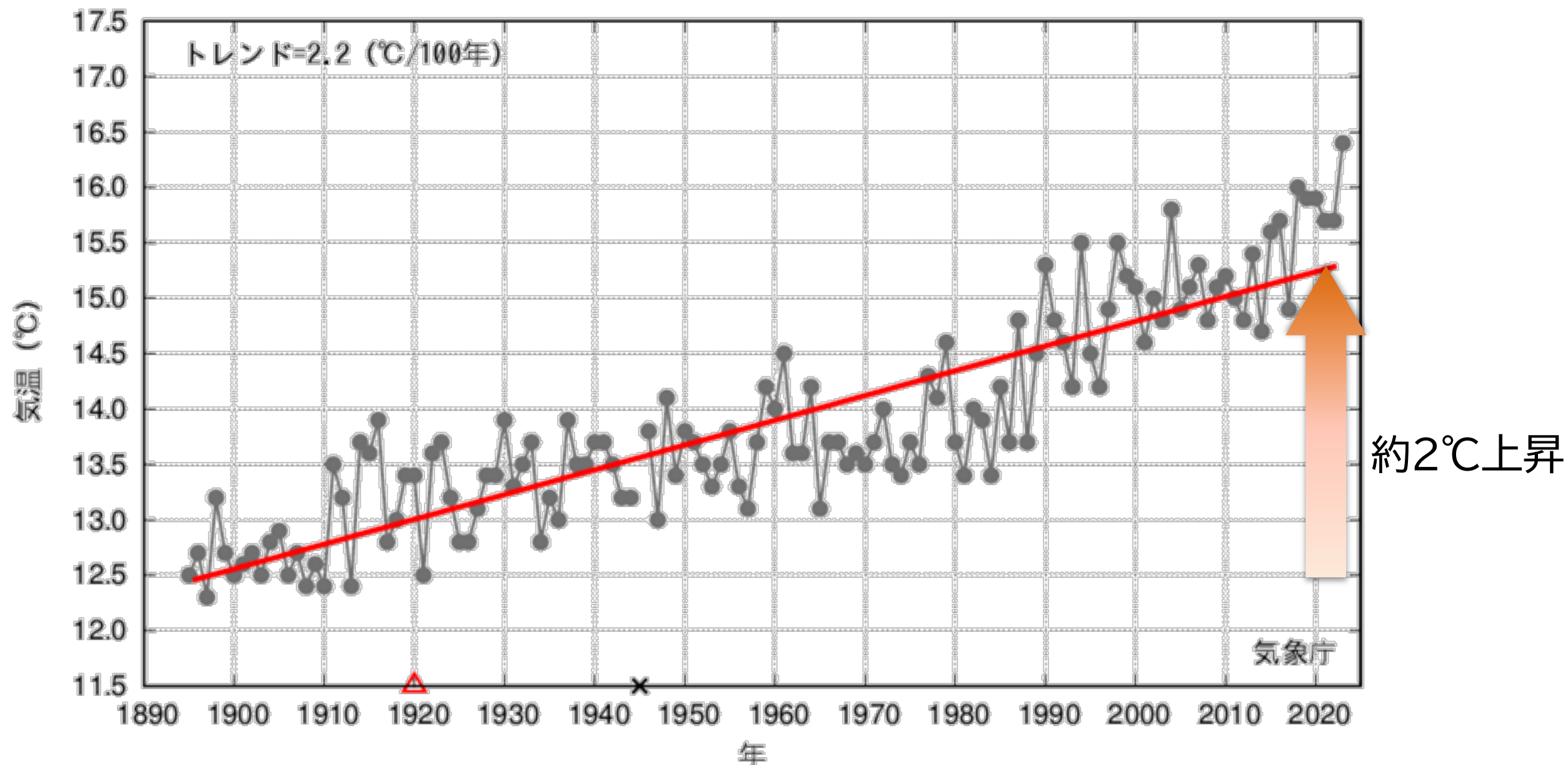


図. 山梨の年平均気温偏差の経年変化(1895～2023年)

13. 気温および猛暑日の推移

- ・本町の気温は、経年的に右肩上がりで推移しており、40年前の気温よりも2.5℃上昇しました。
- ・最高気温が35℃以上を記録した猛暑日数は、2010年頃を境に増加しており、2023年には年間で35日となり、40年前の約5倍となりました。

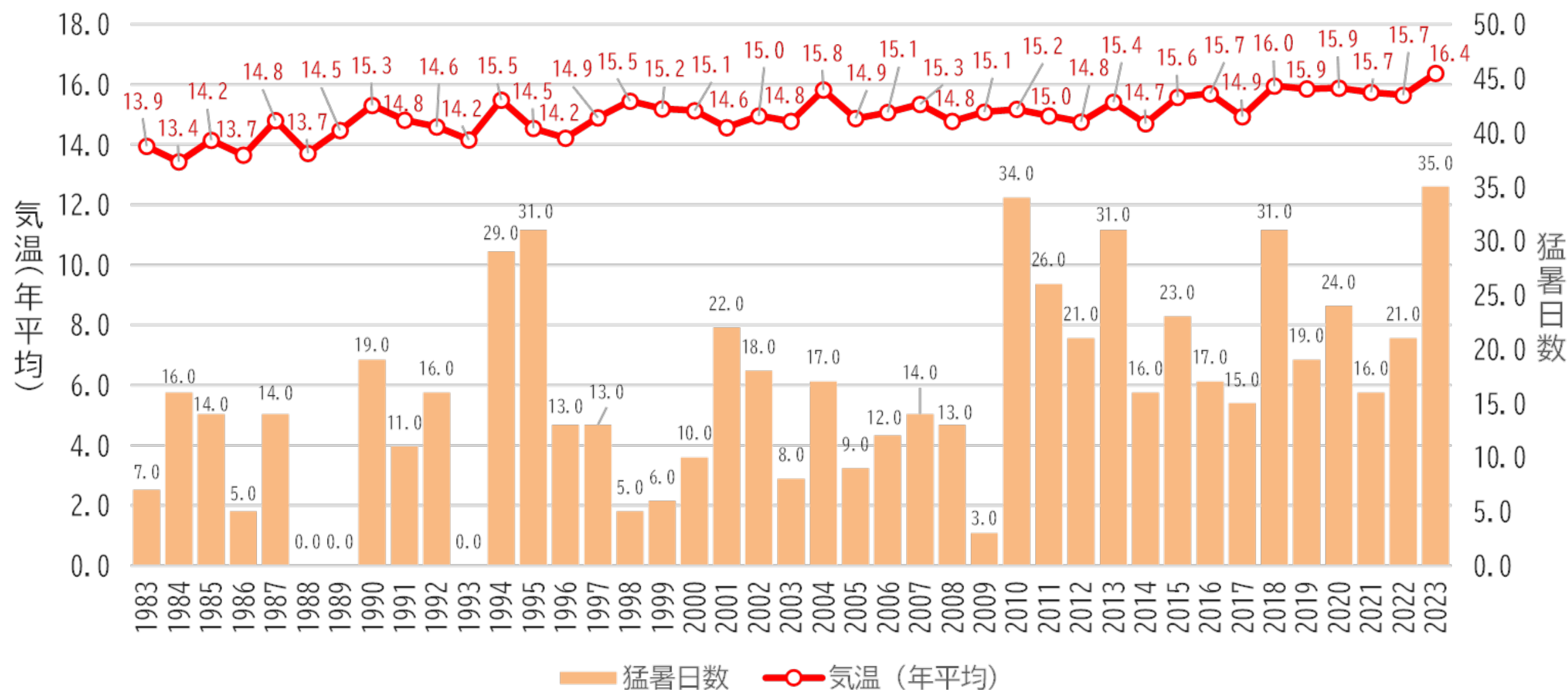


図. 気温(年平均)および猛暑日の推移

14. 現状のまま推移した場合(BAUシナリオ)の将来推計

- 統計データから現状のまま推移した場合の将来推計としては、2013年度よりも排出量は減少します。
- しかし、2030年度で62.4千t-CO₂、2050年度で61.5千t-CO₂と推計され、横ばいが続くため、カーボンニュートラルからはほど遠い状態となる見通しです。

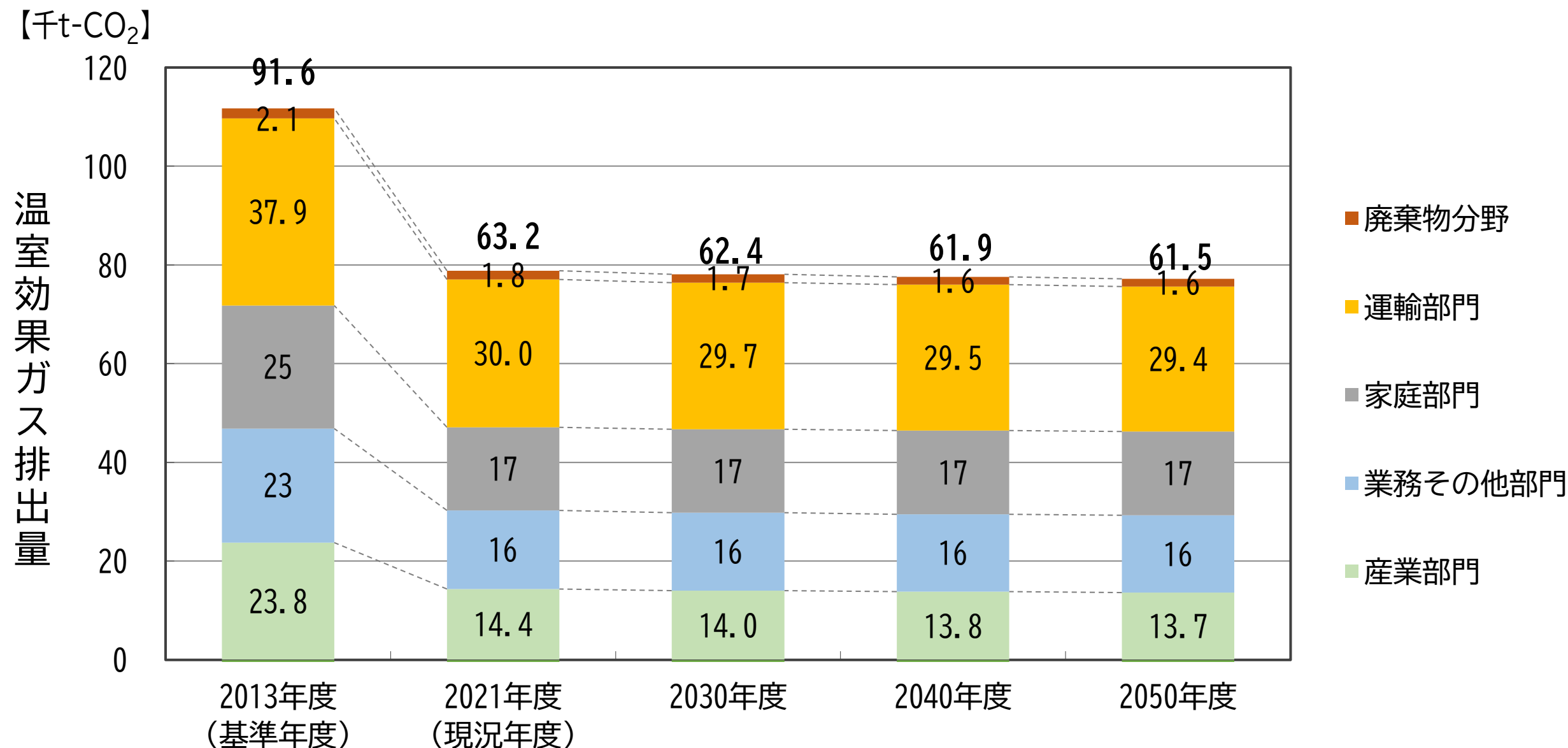


図. 現状のまま推移した場合(BAUシナリオ)の将来推計

15. 気温の将来予測

- 県内の気温の将来予測としては、2040年ごろから最高気温40℃以上となる日が増加すると考えられます。

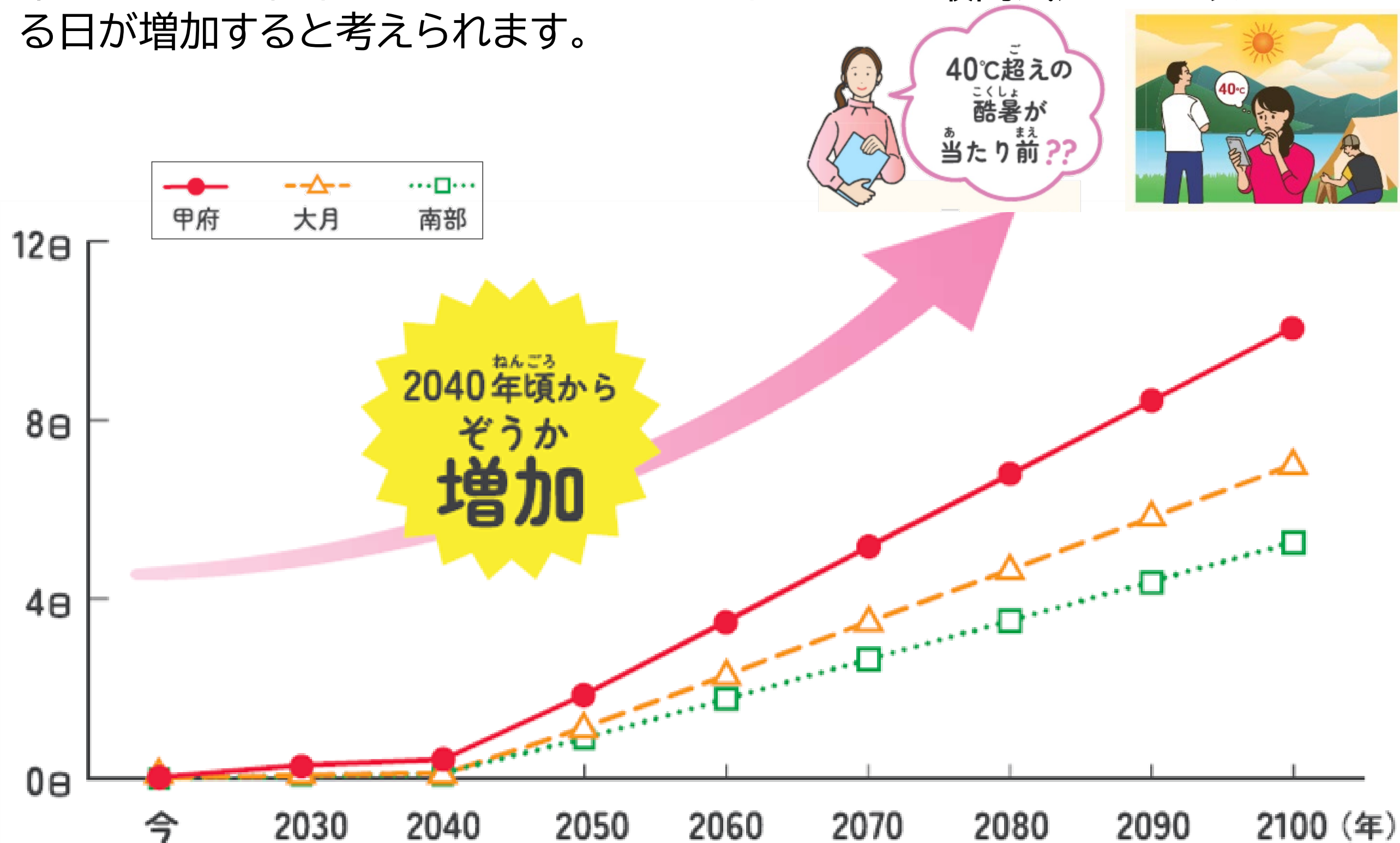


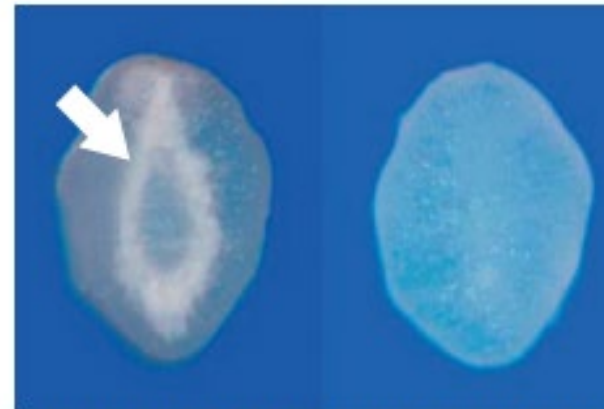
図. 最高気温40℃以上 年間発生日数の将来予測(山梨県内)

16. 農業、森林・林業、水産業への影響

コメの収量・品質への影響〔現状・予測〕

高温などにより、コメ粒の内部が白く濁った白未熟粒(しろみじゅくりゅう)や、コメ粒に亀裂が入った胴割粒(どうわれりゅう)などが発生していると報告されています。

▶ 白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



デンプンの蓄積が不十分のため白く濁って見える米粒

▶ 胴割粒



胚乳部に亀裂のある米粒

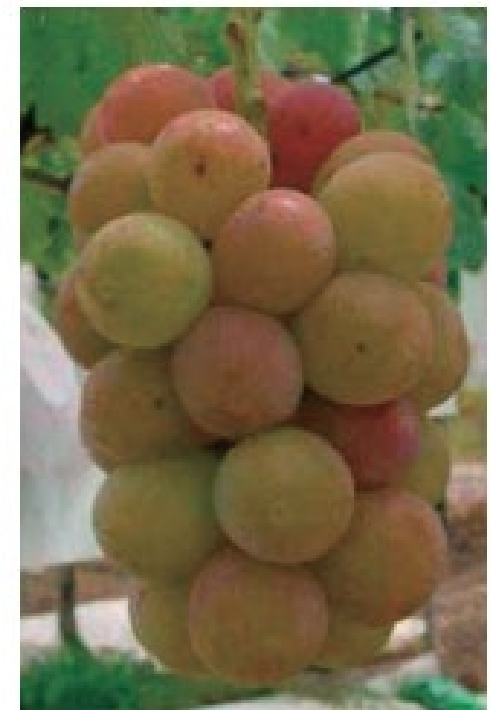
果実の品質・栽培適地への影響〔現状・予測〕

強い日射や高温等により、ブドウ、リンゴ等の果樹に関して、着色不良・着色遅延、日焼け果等の報告がされています。これらは、品質の低下などの悪影響をもたらします。

▶ ブドウの着色不良



着色良好果



着色不良果

17. 自然生態系への影響

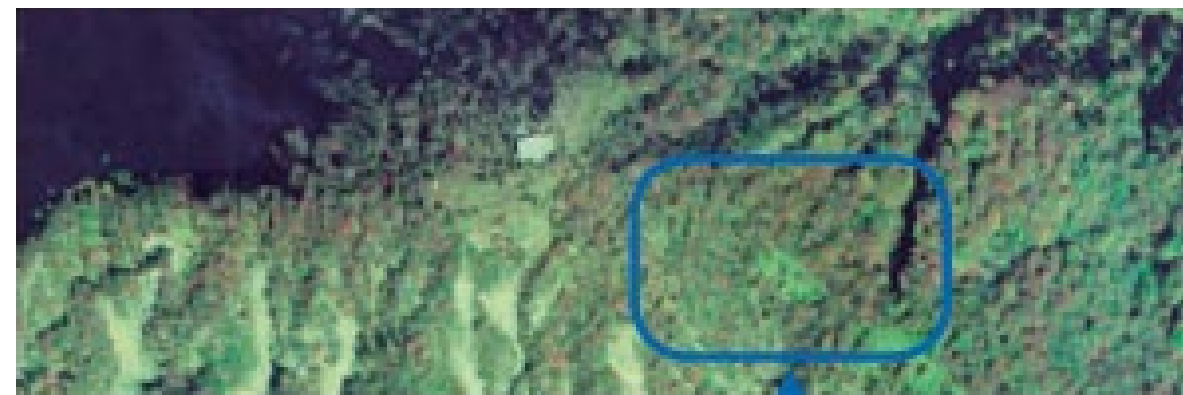
ブナ林の衰退〔現状・予測〕

ブナは北海道から鹿児島県の原生林として残されている場所が多く、ブナ林ならではの多様な動植物が生息し、人々は水の安定供給など様々な自然の恩恵を受けています。

このため、ブナ林の衰退は、動植物のみならず、人々に対しても影響を及ぼすことを意味します。

▶ 蛭ヶ岳周辺の空中写真

1970年代



ポイント
1

2000年代



ポイント
1

18. 自然災害への影響

流域の複合的な水害・土砂災害〔予測〕

近年、豪雨の増加傾向が見られ、これに伴う土砂災害の激甚化・形態の変化が懸念されています。

2017年の九州北部豪雨災害では、広範囲にわたる斜面崩壊 や土石流が直接的な災害の原因となりました。これに伴い、多量の土砂が下流域に流出し、河川を埋め尽くすような河床上昇を 引き起こし、甚大な洪水氾濫を助長する原因となりました。

将来、気候変動によってこのような豪雨の頻度・強度が増加することにより、同様の甚大な被害が各地で生じることが懸念されます。



2017年に発生した
九州北部豪雨による被害
(福岡県朝倉市の赤谷川、小河内川、乙石川合流
点付近における流木による被害)

19. 産業活動への影響

サプライチェーン排出量の把握および報告領域の拡大〔予測〕

サプライチェーン排出量把握および報告がScope3まで拡大した場合、企業活動における二酸化炭素排出量の把握および取引企業への報告などが求められるという状況が想定されます。

例えば、大企業から取引先の部品メーカーに対して、納品した部品の生産に関わる二酸化炭素排出量の問い合わせが生じることなどが考えられます。



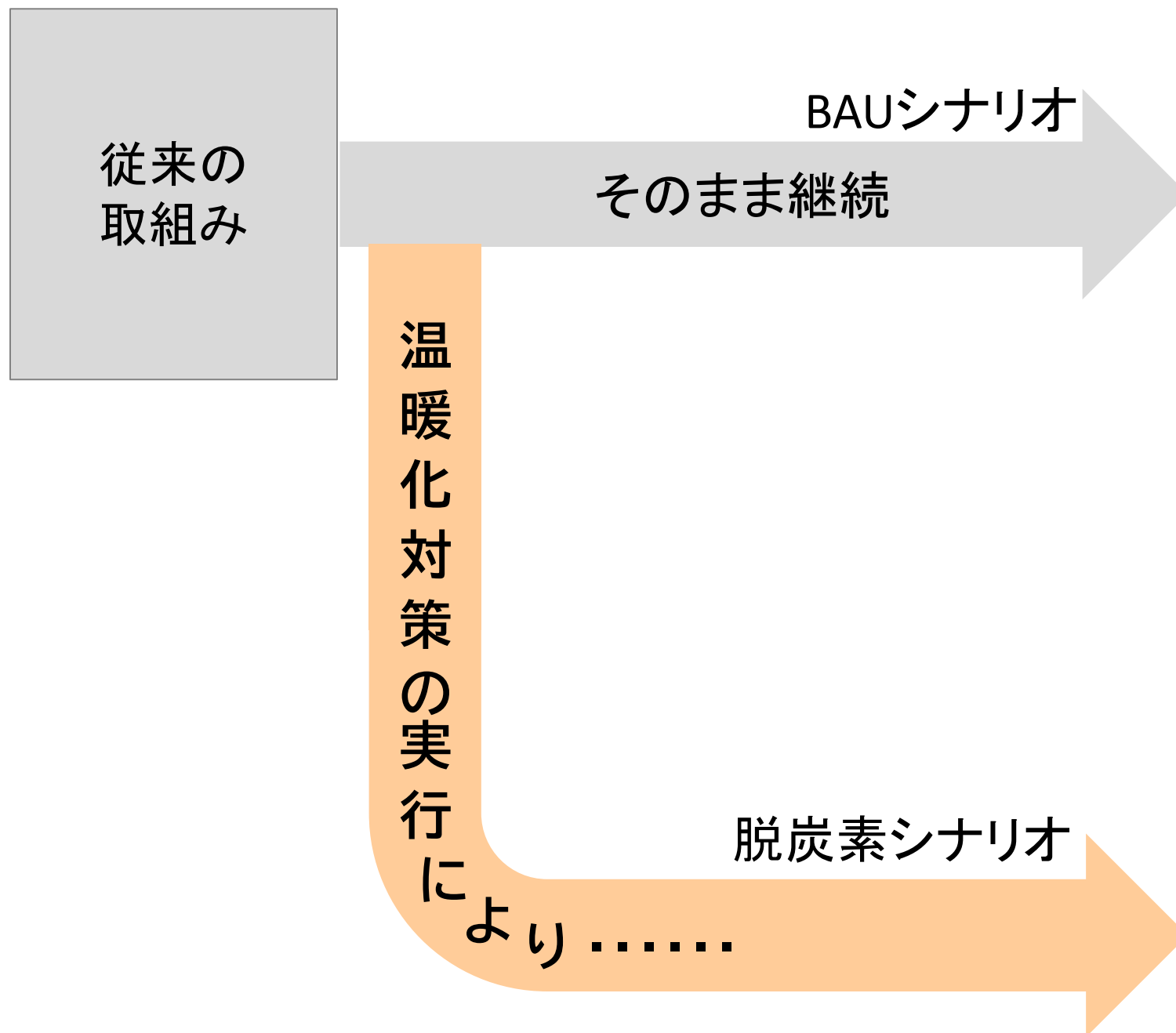
Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

20. これから進むべき方向性

今

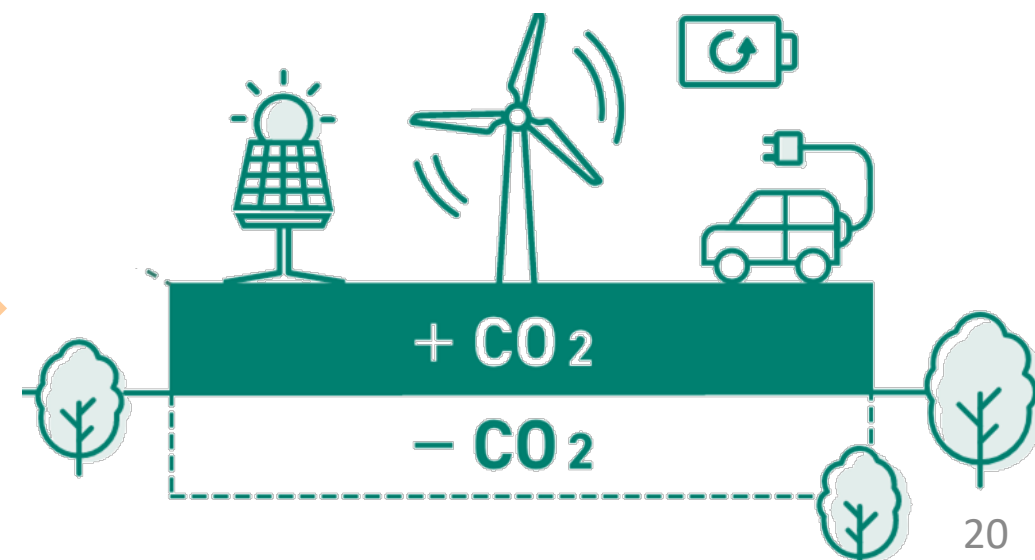


将来(2050年)

カーボンニュートラル未達成



カーボンニュートラル達成！



21. 意見交換の議題

(1) 議題

カーボンニュートラル達成のため、
「ご自身の企業または組織、ご家庭で取り組むことのできる取り組みとして、どのようなものがありますか？」

(2) ルール

- ・ 意見を否定しない、話を遮らない、他人を尊重した話し合いをしてください。
- ・ 取り組みの内容は、実効性の高い、低いによって付箋を分けてください。

実効性が高い

(例)
ごみの更なる削減

実現は困難であるが、取り組むべき事項

(例)
マイカー利用の削減

- ・ 付箋に書く内容は、取り組み1つに対して、1付箋としてください。